

法務学府

I	教育水準	教育 9-2
II	質の向上度	教育 9-4

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、教員数、教員の配置状況、学生定員の充足状況ともに一定の水準にあるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育内容、方法の改善に向けて、授業評価アンケート、教員の自己評価等の実施と、それに基づく改善の活動がなされるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法務学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群により構成され、特に法律基本科目群と展開・先端科目群の一部について、基礎－応用－総合という3段階型教育プロセスを確立しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、学生や社会、特に九州という地域的な観点に対応した相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法務学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、少人数教育、多様な授業形態の実践等の相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、マイデスクポータルの開発、チューターの指導がある等の優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法務学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法務学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、厳格な判定のもとでの単位修得状況、修了状況は一定の水準にあり、学生へのアンケート結果からも、学生が身につけた学力等はおおむね良好であると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生アンケートの結果は各項目について肯定的な評価が過半数を占めるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法務学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、司法試験で一定の実績をあげるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、まだ修了生を輩出してから日が浅いので関係者からの具体的な評価は示されていないが、司法試験における合格実績、とりわけ未修者の実績が良好であり、関係者からの期待に応えていると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法務学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は3件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。